

男女共同参画社会とは？

男だから、女だからといって
自分のやりたいことや好きなことができなったら…、差別をうけたら…
そんな社会はおかしいですね。

残念なことに、現在の私たちが暮らす社会には、
まだまだ「男だから」「女だから」ということで、
さまざまな差別や制限があります。

性別に関係なく、人として、
おたがいを認めあい、支えあいながら、のびのびと幸せに生きることができ、
だれもがいろんな分野でそれぞれの力をいかして、
活躍することができる社会を「だんじょきょうどうさんかくしゃかい男女共同参画社会」といいます。

このような社会をつくるために、
世界で、日本で、いろいろなとりくみが行われています。
日本では、「だんじょきょうどうさんかくしゃかいきほんほう男女共同参画社会基本法」をつくりました。

飯塚市でも、
2007年に「いづかし だんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい飯塚市男女共同参画推進条例」をつくりました。
この条例は市民の願いがこめられています。
みなさんも、この「いづかし だんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい飯塚市男女共同参画推進条例」を学習し
男女平等にむけてみんなでとりくみ、
男女共同参画社会をつくっていきましょう。

飯塚市男女共同参画推進条例

- 基本的な考え方……………第3・4・5条
- 市、市民、職場などのみんなで男女平等をすすめる……………第6・7・8条
- 性別による差別を禁止する……………第9条
- 学校、家庭、地域で、男女共同参画の学習をすすめる……………第12条
- 市はあらゆる場で男女共同参画のための手助けをする……………第13・14・15条
- 男女共同参画社会をつくるための飯塚市の計画……………第17条
- 飯塚市男女共同参画推進センター「サンクス」……………第19条
- 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン……………第20～38条
- 飯塚市男女共同参画推進委員会……………第39・40条